

税金は納期限までに

納めましよう

問合せ先/税務課 (979-8107)

町民の皆さんが納めている税金は、よりよいまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、町税の徴収を適正に確保するためにも、町では税法に従い、厳格な滞納整理を行っています。



STOP! 滞納

保険など)を差し押さえます。差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。

▼公売などの強制換価処分を受けます
公売などの強制換価処分は、大切な町税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。

平成21年度よりインターネット公売を実施しており、現在も継続して行っています。



▲タイヤロックによる自動車の差し押さえ

STOP! 滞納

▼納税相談を実施しています
納期限内での納付が困難(失業、事業廃止など)な特別な事情がある



STOP! 滞納

る場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。(地方税法の改正において、地方税における猶予制度の見直しが行われました。これを受けて換価の猶予が受けられる場合があります。詳細は税務課までお問い合わせください。)月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。



STOP! 滞納

▼口座振替をご利用ください
忙しくて納付に行く時間のない人には、便利な口座振替をお勧めしています。口座をお持ちの指定金融機関(納付書などの裏面に記載されている金融機関)に預金通帳と届け出印を持参のうえ、お申し込みください。また、町外の金融機関には振替依頼書(申込用紙)を用意していない場合がありますので、あらかじめ税務課へ振替依頼書をご請求ください。



税金の納付が遅れると

▼延滞金が増算されます
納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増算されます。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。

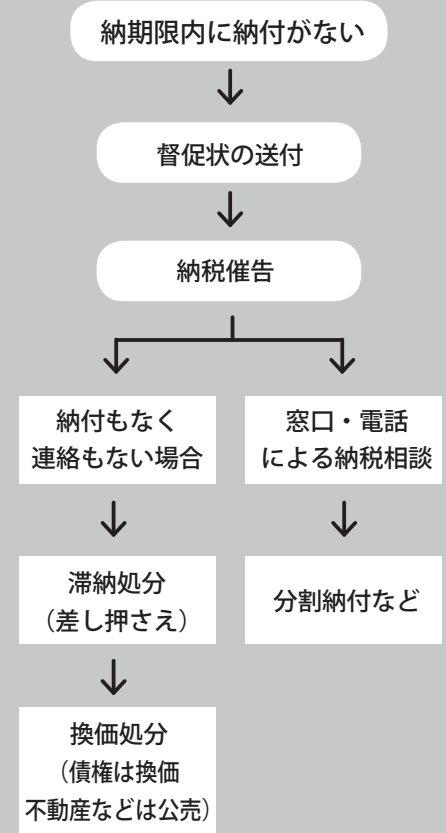
延滞金の率は毎年変動し、平成28年の延滞金の利率は9.1%(納期限後1か月は2.8%)の割合です。



税金を納めずにいると

▼差し押さえなどの強制処分を受けます
納期限までに納付がない場合は、督促状を送付します。督促状を送付しても、なお納付がない場合は催告書などで催告(納税のお願い)を行います。それでも納付が確認できない場合は、不動産、動産(自動車、貴金属、電化製品など)、債権(給与、預貯金、生命

処分の流れ



「Yahoo!JAPAN」が提供するインターネット公売を実施しています

「Yahoo!JAPAN」が提供するインターネットオークションを利用して、町税の滞納処分により差し押さえた財産のインターネット公売を実施しています。

・公売で高額落札された財産ランキング

不動産			
順位	財産名	落札価格	公売年度
1位	上沢地内の土地付建物	19,410,000円	平成24年度
2位	ダイヤモンド内のリゾートマンション	2,100,000円	平成26年度
3位	長泉町内の土地	369,600円	平成23年度

動産			
順位	財産名	落札価格	公売年度
1位	書	1,501,000円	平成24年度
2位	水墨画	411,000円	平成24年度
3位	ロレックス腕時計	366,000円	平成26年度

※函南町ホームページに「インターネット公売情報」を掲載しています。詳細はお問い合わせください。
 ※予定されている公売は中止となる場合があります。
 ※入札期間は、入札方法(入札・せり売り)によって異なります。